●科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及の在り方に関する

委員会設置要綱

平成30年11月29日 日本学術会議第272回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及の在り方に関する委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2 委員会は、スポーツに関係する事実を科学的に検証し、これからのスポーツのあり方を展望する最新の科学的エビデンスや知見を整理すると共に、EBPM (Evidence-Based Policy Making) を推進するための体制整備に関する検討を行い審議依頼に回答する。同時に、時代とともに変わる人間中心の科学的捉え方のスポーツをめぐる議論を他の分野にも応用し、社会全体に展開する。

(組織)

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成32年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官(審議第一担当)において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この決定は、決定の日から施行する。